

議案第10号

鳥取県町村消防災害補償組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組規約を変更する協議について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、次のとおり鳥取県町村消防災害補償組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同組規約の一部を変更する協議をすることについて、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成17年3月11日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取県町村消防災害補償組規約の一部を改正する規約

鳥取県町村消防災害補償組規約（昭和29年告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「21人」を「19人」に改める。

附 則

この規約は、平成17年3月28日から施行する。